○国土交通省告示第二百二十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日　国土交通大臣　石井　啓一

路線名　供用の区間　供用開始の期日

中央自動車道　笛吹市八代町南字曲田二二一二番二から同市八代町南字西宮線　横田二六六〇番一まで　平成二十九年三月二十六日十五時

○国土交通省告示第二百三十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日　国土交通大臣　石井　啓一

路線名　供用の区間　供用開始の期日

近畿自動車道　敦賀市長谷六七号畦良山三番二から同市長谷六三号堤二五番五まで　平成二十九年三月二十五日十五時

敦賀線

○国土交通省告示第二百三十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日　国土交通大臣　石井　啓一

路線名　供用の区間　供用開始の期日

東九州自動車道　宮崎県東臼杵郡門川町大字加草字柳ケ谷二七七七番二から同県東臼杵郡門川町大字加草字倉谷二七一六番四まで　平成二十九年三月二十五日十五時

○東北地方整備局告示第八十八号

名取川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十一年三月六日付けで告示された建設省告示第二百五十六号を次のように改める。

関係図面のうち、第五号図を次のように改める。

その関係図面は、東北地方整備局、同局仙台河川国道事務所及び釜房ダム管理所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

（図面省略）

○東北地方整備局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
にかほ市象潟町字浜山四番一七から同市両前寺字浜中無番まで	前	B　一一・〇五～一一・四一　一五五・四〇	一六・二〇二	上記A及びBは、関係図面に表示する。
	後	A　一一・〇五～一一・四一　一五五・四〇	一六・二〇二	
		B　一一・四一～三九・五四　一五五・三七〇		

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名　供用の区間　供用開始の期日　図面縦覧場所

七号　にかほ市前川字中山五番四地内　平成二十九年三月二十四日　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
塩竈市海岸通四四番一から同市海岸通一四〇番まで	前	二二・〇五～二四・一七	〇・〇九九
	後	二二・一〇～三二・三六	〇・〇九九

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
石巻市広渕字町八七番一から同市広渕字町一三七番一まで	前	八・二〇～九・〇〇	〇・二〇一
	後	一一・四〇～一一・九〇	〇・二〇一

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、本局長において実施中の一般国道の改築工事が次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十九年三月二十四日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
百十五号	相馬市山上字小田原から同市東玉野字東日向まで	改築	平成二十九年三月二十四日